

一宮市ふるさと納税返礼品募集要項

2026 年 8 月 24 日適用

2026 年 9 月 7 日改正

1 目的

ふるさと納税制度により一宮市（以下「本市」という。）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、総務省の地場産品基準を満たす物品・役務等（以下「返礼品」という。）を提供することにより、本市の魅力発信・地域振興等につなげるため、寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び本市ならではの魅力あふれる返礼品を募集します。

2 募集条件

(1) 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (ア) 関係法令等に沿った生産・製造・販売・役務の提供を行っていること。
- (イ) 一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要領に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (ウ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (オ) 本市が寄附の受付及び返礼品の発注・配送管理等の業務を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）との間で、返礼品提供に係る契約を締結し、その契約内容を確実に履行できること。
- (カ) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、本市が指定するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- (キ) 食品を返礼品として提供しようとする事業者は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。以下同じ。）することなく、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。また、違反が疑われる場合、本市が立ち入り調査できること。

(2) 返礼品の要件

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- (ア)平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じ適用される最新の法令等や製造等の状況により判断します。
- (イ)公序良俗に反しないものであること。
- (ウ)自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。なお、地場産品基準 3 号適用の場合は、証明書の作成に製造者の協力を得られること。
- (エ)品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）。
- (オ)食品・飲料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が強く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、返礼品が鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (カ)キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (キ)宿泊施設・役務の利用券等については、原則として利用可能範囲を本市域内及び指定の役務内容に限定する措置及び転売防止措置を講じること。また利用期限のあるものについては、原則として発行日から 6 カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- (ク)旅行業の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。
- (ケ)物品との引換えに使える電子クーポン等の場合は、引換えが可能な物品が地場産品基準を満たすものであること。
- (コ)本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償提供）。なお、役務の提供の場合は、現場での確認ができること。
- (サ)本市ふるさと納税関連ウェブサイト等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

3 返礼品提供事業者の義務

返礼品提供事業者は、返礼品提供にあたり、次に掲げる義務を負います。

- (1) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、本市及び中間事業者へ報告すること。
- (2) 返礼品については、応募時のみならず、寄附募集時から寄附者への配送時に至るま

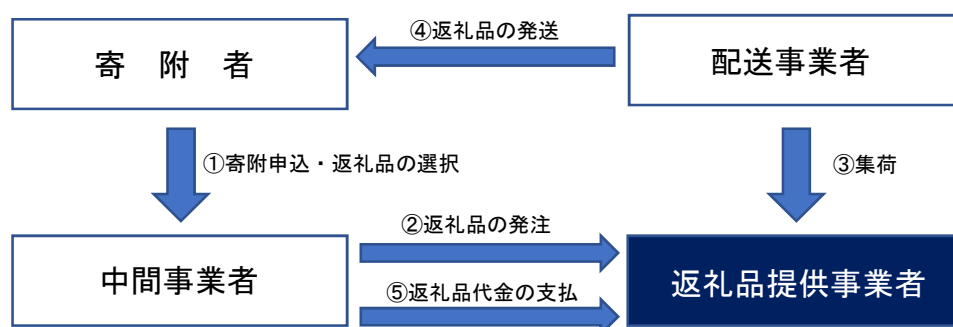
で、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令、総務省の定める地場産品基準、「2(2)返礼品の要件」等への適合性を確保するため、返礼品がこれらの基準に適合していることを把握すること。

- (3) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (4) 返礼品提案時から、事業者情報や製造工程等に変更があった場合は、速やかに中間事業者へ報告をすること。
- (5) 法令等違反又は「2 募集条件」の不適合が疑われる場合など本市が必要と認めた場合は、本市が実施する調査等（実地調査を含む。）に応じること。
- (6) 本市が、前項の調査等により法令等違反又は要件不適合と判断した場合、本市が指定する方法で、代品請求、代金減額、又は契約不履行時の違約金及び損害賠償の請求に係る事項に関し、本市及び中間事業者と協議すること。
- (7) 「2 募集条件」を満たすことを定期的に確認するため、本市又は本市の求めにより中間事業者が実施する調査に応じること。
- (8) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。
- (9) 「6 付加価値証明書の記載内容の公表」に同意すること。

4 返礼品提供事業者の業務内容、注意事項等

(1) 返礼品提供の流れ

返礼品提供事業者は、中間事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、寄附者が寄附をしてから、返礼品提供事業者に対して返礼品代金を支払うまでの流れは、概ね次の図のとおりです。



※ 返礼品提供事業者は、中間事業者からの発注により、速やかに寄附者への返礼品の発送事務を行ってください。

※ 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、本市が買い取りを行うものではありません

(2) 費用負担

- (ア) 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担します。ただし、返礼品の配送にあたっては、配送料が最も低い配送方法を選択してください。国の基準（募集経費が寄附額の一定の割合(年によって変動、2026 年は 47.5%)以内)を遵守するため、配送料が高額になる場合は、寄附額を高めを設定する場合があります。
- (イ) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (ウ) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

(3) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

- (ア) 返礼品の価格は、下限は 1,000 円程度とし、商品代に荷造・梱包代・設置費用・消費税を含めた価格としてください（送料は返礼品の価格に含みません。）。
- (イ) 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めてください。なお、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行うものとします。
- (ウ) 寄附金額は、返礼品の価格が国の基準を満たすよう本市が決定します。

(4) 広報・PR

- (ア) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (イ) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。ただし、本市が推奨していると受け取られるような内容は不可です。
- (ウ) 返礼品の送料は 4(2)のとおり本市が負担します。
- (エ) 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。
- (オ) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品や会社の PR に活用することができます。ただし、寄附金募集の適正な実施のため、返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行うことは禁止されていますのでご注意ください。

5 応募方法

(1) 募集期間

随時受付とします。

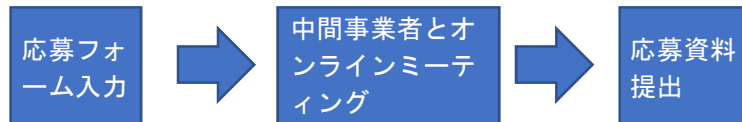
ただし、応募時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでの期間に相当時間を要しますので、詳細は「7 返礼品の登録」をご確認ください。なお、事務手続きの都合で一時的に募集を停止する場合があります。

(2) 応募方法

専用の応募フォームよりご応募ください。

応募フォーム

(簡単な流れ)



<https://njpeyw9zsu29.jp.larksuite.com/share/base/form/shrjpWlaBmhJogpV38bHRFINZtS>

お申し込み確認後、中間事業者の株式会社アースコーポレーションからご連絡いたします。

(3) 提出書類 ((2)の応募フォームからお申込みいただいた後、中間事業者から説明があります。)

- (ア) 事業者申請書
- (イ) 誓約書兼同意書
- (ウ) 返礼品申請書

※ 返礼品申請書は1品(サービス)につき、1枚必要です。

複数の返礼品を詰め合わせた「セット品」をご提案いただく場合は、品物ごとに添付書類を作成いただく必要があります。

なお、色違いやサイズ違いの返礼品を提案する場合は、以下の通り返礼品申請書を作成してください。

- ・ 価格が同一の場合→返礼品の名称の後ろにかっこ書きで必要情報を補記し、添付書類を1つにする
(例) ○○T シャツ (赤色、青色、黄色)
- ・ 価格が異なる場合→添付書類を価格ごとに作成

- (エ) (地場産品基準 3 号) 付加価値証明書

- (オ) 商品又はサービスの内容がわかる画像データ、パンフレット等の資料

- 返礼品の審査にあたり、返礼品等に関する質問事項への回答や、追加で資料を提出いただく場合があります。また、応募に係る提出書類やデータ等の返却は行いません。さらに、応募に要する一切の費用は、応募事業者の負担となります。

(4) 返礼品にできる主なもの

地場産品基準	
1 号	本市内で生産された農林水産物等であること。 ※米、果物・野菜、魚、卵、鶏肉等の一次産品が該当します。
2 号	本市内で返礼品の原材料の主要な(半分以上を一定程度以上上回る)部分が生産されたものであること。 ※1 号の品を原材料にした加工品が該当します。

3 号	本市内で返礼品の製造、加工その他の工程を行うことにより返礼品の価値（価格）の過半（半分以上上回る）が生じているものであること。 ※本市内で実質的な変更を加える製造、加工その他の工程を行っているものが該当します。 ※本市内で製品の企画立案等を行い、価値の過半が生じているものも該当します。
7 号	市内で提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度の関連性があるもの。
7 号の 2（宿泊）	本市内に所在する宿泊施設であって、愛知県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、愛知県外に所在する宿泊施設のブランド名を関するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7 号の 3 イ 五万円以下（宿泊）	本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって 7 号の 2 に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。
上記以外	10 ページ「＜参考＞地場産品基準」をご確認ください。

(5) 提出方法及び提出先

中間事業者（株式会社アースコーポレーション）から説明があります。

6 付加価値証明書の記載内容の公表

地場産品基準 3 号で採択された返礼品は、令和 7 年 6 月 24 日付総務省告示第 220 号の定めにより、返礼品の名称、本市内において生じた価値の割合、返礼品の製造・加工地、返礼品価格（本市の調達費用）、一般販売価格を本市公式ウェブサイト上に一覧で公表します。

7 返礼品の登録

(1) 新規提案返礼品登録までの流れ

(ア) 審査

ご応募いただいた提案は、中間事業者がとりまとめた後、本市へ送付されます。提案内容について、本市で募集条件を満たしていることを確認した後、国へ報告します。

なお、本市が特定地方団体でなくなった場合には、本市から国に地場産品基準に適合しているかを確認するための申請を行います。

(イ) 結果通知

審査の結果、地場産品基準に適合していると判断した返礼品について、中間事業者より採用の決定についてお知らせするとともに、返礼品登録の手続きについてご

案内します。

なお、本市が特定地方団体でなくなった場合には、国の審査結果後にお知らせします。

(ウ) 契約及び登録

中間事業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録完了となります。返礼品として登録された商品は、本市が契約しているふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、掲載サイト及び掲載順序は本市に一任していただきます。

(エ) ポータルサイトへの登録の際の留意事項

返礼品の魅力を寄附者に伝えるため、トップ画像は、最も返礼品の魅力が伝わる写真を登録してください。あわせて、返礼品の外装、荷姿、製造風景、返礼品の活用シーンなど、より多くの画像を登録してください。ただし、寄附者の適切な選択を阻害するような表現（具体的には、「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」など）は使用しないでください。

(2) 国への確認について

毎年10月1日から翌年9月30日（以下「指定対象期間」という。）に行う寄附募集の際に提供しようとする返礼品については、原則として、指定対象期間の初日の属する年の6月30日までにご応募いただいた返礼品（既に提供されている返礼品も含む。）を対象として、毎年、国へ地場産品基準の適合性についての確認申請を行います。

国の確認が得られ次第、ポータルサイトへの掲載が可能となりますが、ご提案の内容によっては、当該指定対象期間開始時までには国の確認が得られない場合もあります。

なお、指定対象期間の初日の属する年の7月1日以降にご応募いただいた返礼品であっても、国の確認を得られた場合は、10月1日以降、随時、ポータルサイトへの掲載が可能となります。

●本市が特定地方団体の場合

本市は2026年10月から2027年9月までの期間、国より特定地方団体として、指定されましたので、上記の国の確認が省略されます。そのため、本市において地場産品基準の適合性について判断します。なお、適合性に疑義がある場合には、上記の国の確認申請対象となりますので、ご注意ください。

8 返礼品の登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「2 募集条件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

- (3) 「3 返礼品提供事業者の義務」に規定する義務を果たさなかったとき。
- (4) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (5) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (6) 食品を返礼品として提供しようとする事業者が食品表示法の違反を行ったとき。
- (7) 登録内容に虚偽があったとき。
- (8) 返礼品登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (9) 他者が生産する返礼品を取扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
- (10) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (11) 寄附者からの申込みが他の返礼品と比較して極端に少ない（返礼品の提供を開始した年を除き、2年以上にわたり寄附申込実績が0件である）とき。ただし、寄附申込件数の増加に向けた具体的な方策が示され、寄附申込件数が増加する見込みがある場合はこの限りではない。
- (12) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責に帰すべき事由があるとき。ただし、諸般の改善がなされ、クレームが寄せられなくなった場合はこの限りではない。
- (13) 「7 (1) イ 結果通知」に規定する中間事業者からの通知から 6 か月経過しても、「7 (1) ウ 契約及び登録」に規定する契約を締結しないとき。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (14) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

9 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、一宮市個人情報取扱特記事項を遵守しなければなりません。なお、本市は、返礼品提供事業者に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いについて報告を求め、調査をすることができるものとします。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

10 その他

- (1) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
- (2) 登録した返礼品の変更・廃止を希望する場合は、中間事業者を通じ、速やかに本市の承認を得てください。

- (3) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について中間事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (4) この要項に適合しても、本市が返礼品として適当でないと判断した場合は登録しないことがあります。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

11 問い合わせ先

- (1) 返礼品申し込みについて（中間事業者）

株式会社アースコーポレーション

一宮市ふるさと納税担当

TEL : 0968-82-8003

Email : ichinomiya@earth-cp.com

営業時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) この募集要項について

一宮市活力創造部産業振興課

ふるさと納税担当

TEL : 0586-28-8982

Email : furusato@city.ichinomiya.lg.jp

開庁時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

＜参考＞地場産品基準

(2026 年 10 月 1 日から適用)

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程(イ及び第五号において「製造等」という。)を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
 - イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明(ロにおいて「証明」という。)が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
 - ロ 当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの
 - ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績(返礼品等の提供によるものを除く。)があるもの
 - ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画(返礼品等の提供によるものを除く。)を定めているもの
 - ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食

を伴うものを含む。以下同じ。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

＜参考＞一宮市個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約を通じて知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するために必要な個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、一宮市情報セキュリティポリシー及び一宮市特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理等）

第2条 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、適切な管理体制を確立しなければならない。
- 3 乙は、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する施設において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 4 乙は、業務を着手する前までに、前2項の規定により講じた情報セキュリティ対策及び管理体制について、甲に報告しなければならない。情報セキュリティ対策及び管理体制を変更したときも、同様とする。
- 5 甲は、前項の報告が個人情報の適切な管理のために不十分であると認めるときは、乙に対し、その改善を求めることができる。
- 6 前各項の規定は、再委託が行われる場合について準用する。

（従事者の監督）

第3条 乙は、従事者に対し、業務の実施上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、業務に関する個人情報を取り扱う従事者に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。
- 3 前各項の規定は、再委託が行われる場合について準用する。

（派遣労働者等）

第4条 乙は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負う

ものとする。

(教育の実施)

第5条 乙は、従事者に対し、業務に関する個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他業務の適切な実施のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(施行場所)

第6条 乙は、業務を実施するにあたって甲から提供を受け、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料等」という。）を取り扱う施行場所が定められていない場合は、当該施行場所を速やかに甲に通知しなければならない。施行場所を変更するときも同様とする。

(収集の制限)

第7条 乙は、業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、個人情報資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再受託者の監督等)

第9条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、再受託者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、再委託契約において、再受託者に対し個人情報資料等の管理方法について具体的に規定しなければならない。

3 前各項の規定は、再々委託が行われる場合について準用する。

(送信等の禁止)

第10条 乙は、個人情報資料等を送信、施行場所以外に持ち出し又は外部に送付してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(アクセス権限の制限)

第11条 乙は、個人情報の内容に応じて、個人情報にアクセスする権限を有する従事者をその利用目的を達成するために必要最小限度に限り、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 乙は、アクセス権限を有しない従事者に個人情報へアクセスさせてはならない。
- 3 乙は、アクセス権限を有する従事者であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスさせてはならない。

(報告、資料の提出等)

第 12 条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報資料等の管理状況について説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(取扱記録の作成)

第 13 条 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、個人情報資料等の管理状況を記録し、甲が必要と認める場合に限り、甲に報告しなければならない。

(運搬等)

第 14 条 乙は、業務を実施するため、個人情報資料等を運搬、送信又は送付するときは、漏えい、滅失又はき損を防止するため、確実な方法により運搬、送信又は送付しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により講じる措置及び責任者等について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(個人情報資料等の返還等)

第 15 条 乙は、業務を完了したとき、又はこの契約を解除されたときは、個人情報資料等を直ちに甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 乙は、個人情報資料等の消去又は廃棄に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、個人情報資料等を廃棄する場合は、当該資料等の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報資料等の返還、消去又は廃棄したときは、その日時、担当者等について、甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第 16 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (1) 業務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責めに帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

- 2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。